

## 令和３年度第１回下関市立図書館運営協議会議事録

|              |                                                                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日時         | 令和３年９月３０日（木）１４：００～１５：３０                                                                                                              |
| 会場           | 下関市立勝山公民館　２階　第１研修室                                                                                                                   |
| 出席委員<br>（７名） | 吉光 紀行委員　和崎 法子委員　村岡亜由子委員<br>船瀬 保美委員　前田真奈美委員　田口 美春委員<br>村田さつき委員                                                                        |
| 事務局<br>（１１名） | 教育部　徳王丸俊昭部長　光吉計志部次長<br>中央図書館　江原理恵館長　萬松佳行副館長<br>米崎美帆主幹　水戸麻紀子主任　三村弘則司書<br>豊田図書館　高野修一館長<br>豊浦図書館　吉田正則館長<br>彦島図書館　福原賢治館長<br>長府図書館　小山義記館長 |
| 傍聴者          | ３名                                                                                                                                   |
| 議題           | （１）開館時間及び休館日の見直しについて<br>（２）移動図書館車の更新について<br>（３）安岡地区複合施設整備事業について                                                                      |

### 次第１　挨拶

（事務局）

令和３年度第１回下関市立図書館運営協議会を開催する。  
開催にあたり、下関市教育委員会教育部長が挨拶申し上げる。

#### 【教育部長挨拶】

（事務局）

委員の異動の紹介をする。本年度初めての開催であるので、始めに委員を紹介する。

#### 【委員紹介】

(事務局)

委員 10 名のうち 7 名が出席であり、下関市立図書館運営協議会規則第 5 条第 2 項に規定する会議の開催要件を満たしていることを報告する。続いて本日の配布資料を確認する。

### 【配布資料確認】

(事務局)

これからの進行は、下関市立図書館運営協議会規則第 5 条第 1 項により吉光会長にお願いする。

(会長)

令和 3 年度第 1 回下関市立図書館運営協議会を開催する。次第に従い議事を進めていく。忌憚のないご意見をお願いします。議事 1 「開館時間及び休館日の見直しについて」について、8 月 18 日付けで下関市教育委員会より本協議会に対し諮問があり、各委員に事前に諮問書の写しを配布、内容の確認をいただいている。改めて事務局から説明をお願いします。

## 次第 1 議事 (1) 開館時間及び休館日の見直しについて

### 【配布資料に沿って説明】

(会長)

事務局よりご説明いただきました。このように開館時間及び休館日の見直しについてについて、ご意見、ご質問があればお願いします。

図書館のアンケート結果について、問 3 の場合、11 時から 17 時はここだけが 6 時間分が 83 人となっており、そうすると 1 時間あたり 13 人という計算で考えていいのか。他は全部 1 時間単位となっている。

(事務局)

その通りである。

(会長)

他が 1 時間単位で計算されているため多いように見えるが、割ると 10 人程度ということで、一番多いのが 10 時から 11 時の時間帯であると想像できる。問 4 で本の貸出返却、それから閲覧というものがあるが、これは目的

としてはそうだが、何時頃に来られるのかという細かいところまでが取れていない。そこがあると、もう少しできたかと思う。開館時間が短くなったということはある意味、利用者側からするともうサービス低下ということになるわけだが、開館時間が短くなったけれども、少しそれに変わる形で、何か検討していただくといいかとは思っているが、いかがだろうか。

（委員）

すごくいろいろ悩んだ。県内の図書館の状況をいろいろ調べてみた。やはりそれぞれなのだが、現在地域館でも行われているように、土日は時間を少し早めた開館時間としているところが県内もほとんどである。いろいろ考えて、土日の設定を短くしたほうがいいのか、それとも利用者にわかりやすいように統一したほうがいいのかと試してみた。中央図書館 9 時から 19 時、地域館は 9 時半から 18 時半と、事務局がいろいろ悩まれてこの時間を設定されたと思うのだが、その背景をお聞かせいただけるか。

（事務局）

閉館時間を決める上で、県内の図書館の時間や隣の北九州の図書館の時間を確認し、19 時というところが多いし、地域館も 19 時からとすると、もともと早い時間帯で設定されているため、そこは 30 分早い時間で設定した。

（会長）

今までの状況もしくは、他の図書館の状況でこうしたということである。他に意見はあるか。

（委員）

学校にも働き方改革というものが入ってきて、先生方の勤務時間をちゃんと守ることが、一人一人の子供たちのサービスの向上に繋がっているとよくいわれる。これを図書館の運営に置き換えて考えると、少ない利用者であったとしても遅くまで開館していると、それだけローテーションを組む時にひとりでも二人でもそこに配置しなくてはならない。それが長い時間帯によりたくさんの人数をそこに人員の配置ができるのであればそれは、私はサービスの向上にむしろ繋がるのではないか思ったのだが、その点はいかがだろうか。

（委員）

中央図書館の開館時間が長いということがあり、夜の時間帯に行くことも

あるが、やはり利用者が少ない。でも照明はこうこうと点いて、冷暖房も点けるのでおそらく光熱費もそれにかかる費用もあり、もちろん人件費もかかっている。中央図書館は図書館職員のローテーションが大変であろう。あれだけの広さがあり業務をこなすのにご苦労があるのではないかと、かねがね思っていた。この改革案はとてもいいことであると、やっと踏み出せたと思っている。９時からということで、中央図書館は位置的にも市の中心部にあり、この時間が妥当だとも思う。かたや地域館は９時半から６時半、もしくは６時でもいいのかもしれないと思ったりもする。先ほど会長がおっしゃった時間を短縮する分の図書館サービスということを、私なりに考えてみたが、『下関市立図書館基本計画』があるが、図書館サービスという箇所で言うと、第４章「施策の方向性」であるとか、第６章「サービス指標」に関わってくるのではないと思う。時間を短縮して、今回の目的が「働き方改革などの社会変化に対応しつつ、図書館サービスの質の向上を図るため」と謳っているので、第４章と第６章をより意識して図書館サービスを向上させる、というようなことを含んでいただければいいのではないか。

（会 長）

開館時間の削減によってサービス低下が起こるが、その代替措置を検討する必要があると思う。他に意見はないか。

（委 員）

中央図書館は９時から１９時、その他の図書館は９時３０分から１８時３０分としているが、３０分で刻んだのにはなにか理由があるのか。利用者の時間帯を見ると、９時から１０時の利用は２３人で、１８時から１９時は５人で１８時を過ぎると少なくなる。９時から１８時よりも、９時３０分から１８時３０分のほうがいいという理由が何かあるのか。

（事務局）

地域館を９時３０分とした理由ということでよろしいか。中央図書館の職員の人数はもちろん多いのだが、地域館は人数が少なめで、前日からの整理などがあり、９時からに統一すると開館時間が慌ただしくなってしまうため、３０分遅くということで設定した。

（会 長）

どちらにしても、中央図書館以外は９時間の開館であるので、９時側にするのか、終わりを１８時３０分にするのかということだと思う。開館準備と

ということで、9時間は変えずということで理解してよろしいか。

（事務局）

はい。開館準備ということで時間を遅らせるということである。

（会 長）

特に問題はあるのか。どちらにして、今はコストパフォーマンスの在り方というのは、それに見合うことができればそれはかまわないと思う。ただそこに落ちる人が何人か出てくるということは、ある程度しょうがないところではあるが、落ちるところを救う方法として、サービスの向上、低下を招かないように別なかたちでそれを補填するようなサービスができればいいのではないかと思っている。思い付きでしゃべっているだけだが、例えば電子ブックを少し検討されているというのもあり、ネットワークを使ったサービス、電子ブックとなるとわざわざ図書館に来なくてよくなるわけだが、ネットで検索して、そこで電子ブックを貸出する、そういうサービスをする、図書館が閉まってもできるということがある。少しご検討いただければと思う。

（委 員）

中央図書館の開館時間は短くなることで、先に送っていただいた令和2年度図書館年報を見ると、中央図書館の会計任用職員が41名となっているが、今いる図書館員の人数というのは変化するのか。

（事務局）

開館期間が変更になるということで、この時間数だけを単に計算すれば何時間減ったから何人ということになるが、サービスの向上を考えて、実際のシフトで夜の時間だけの人数だけという考え方も、全体で考えなければならない。今のところはまだ検討中ということである。維持をすることで、サービスの維持向上を目指したいと考えている。今のところは、減るということはまだ正確には検討できていない。

（会 長）

こういう議論があると、先ほど言われたように人が減ってもよいということが必ずつきまとう。そこに関しては、サービス向上することで人がいるわけであるから、単なる人減らしのためのコスト削減とならないようにしていただきたいと思う。よろしくお願いします。

(会 長)

意見がなければ、議事（１）開館時間及び休館日の見直しについて、委員の皆様にご意見をいただきました。教育委員会からの諮問に対する答申の内容につきましては、皆様のご意見を踏まえた上で、事務局と協議をし、委員の皆様の意見を反映した答申をすることで、会長の私に一任をいただきたいと思います。と思うが、よろしいか。

(委 員)

【異議なし】

(会 長)

この件に関しては、私の方で一任させていただくということで、皆様の意見を踏まえた形でできればと思っている。事務局もそれでよろしいか。

(事務局)

はい。

(会 長)

では、「議事（２）移動図書館の更新について」、事務局からの説明をお願いします。

## 次第１ （２）移動図書館車の更新について

### 【配布資料に沿って説明】

(会 長)

ただいま事務局からの報告についてご質問はないか。これは審議というよりも報告となると思うが。入札が終わっているということである。何かご意見等あればよろしくお願いします。

(委 員)

返却と貸出の窓口が２ヶ所とのことだが、現在は外に箱を置いて職員が返却の本を受け取って箱に入れる作業をしているのだが、今度は車体でその作業を行うということなのか。

(事務局)

多いところと少ないところがあると思うが、少ないところであればその

まま窓口にお返しいただければスムーズにいくと思う。ただ、多いところではやはり今のやり方をしながら、窓口と両方を使っていただくようになるかと思う。

（会 長）

旧車の方だが、何年ぐらい経っているのか。

（事務局）

20年である。

（会 長）

耐用年数は決まっているのか。

（事務局）

耐用年数は決まっていない。今もあちこち不具合が出ておりいつ止まるかわからない状態である。

（会 長）

20年頑張っていたいたということ、今回新しい車を入れるということである。

（委 員）

3,500冊が3,000冊になるということで、500冊ほど減ることだが、私もよく利用させていただくが、小さいお子さんから高齢の方までとても年齢幅が広く、移動図書館にも幅広い本を搭載しているが、その点変化はないのか。

（事務局）

若干中を広くするので、現在外に両側ある書架が片側のみになってしまい、その分ほど冊数が減るようになる。今度は中が広がるので、天気の良い日であればブックトラックに本を載せて、時間がある時には外で見ていただくということができるよう、そういった運用ができるような仕様となっている。積めるようにしている。

（会 長）

効率的な移動図書館をしようと思うと、事前にリクエストのあったものを

揃えるなどされると思うが、3,500冊が3,000冊ということで、その通路を広げるということになると、ある面ゆとりもある。その代わりに少し冊数が減る。致し方ないかと思う。その代わりにブックトラックが置けると、代替措置をされるということで、それはよろしいかと思う。ただ雨が降った時、いつも私に気になっているが、移動図書館の場合雨という大敵がある。雨が降っても大丈夫なような移動図書館がないものかといつも感じている。トラックを大きくすればいいのだろうが、それもお金がかかるしそこは市民の皆さんの要望次第かと思う。

（委 員）

市の移動図書館車を見たことがないのだが、これは司書が乗っていて1か月に1回など本の入れ替えを行っているのか。

（事務局）

はい。そのとおりである。

（委 員）

前に話があったと思うが、どのあたりを走っているのか。

（事務局）

下関市立図書館基本計画の6ページ、下関市立図書館年報の12ページにまわっているステーションを載せている。

（委 員）

今の場所についてだが、前の年は「勤労婦人センター」と書いてあったが、「勤労婦人センター」はなくなったが「北部公民館」と変わるのか。

（事務局）

現在名称を変更している。

（会 長）

数を増やせばいいのだろうがお金の問題もある。あとは市民の皆さんのご意見ご要望がどれくらいあるかということもある。ただ安くない。トラックに積みばいいという話じゃない。その辺を考慮して、今回は新しく更新されるということである。

(会 長)

それでは、この議題については以上でよろしいか。

続いて「議事（３）安岡地区複合施設整備事業について」、事務局の説明をお願いします

## 次第１ （３）安岡地区複合施設整備事業について

### 【配布資料に沿って説明】

(会 長)

以前から安岡地区複合施設整備事業計画があったが、予定ではあるが、スケジュールが出されたということで、令和７年今から３年半後には出来上がるということである。皆さん何か質問があればお願いします。

(委 員)

この間に、市民の声を聞いていただくことや、以前安岡公民館でワークショップの開催をしていただいたことがある。その時にまたやりますという声を聞いて帰った記憶がある。開催をする計画はあるのか。

(事務局)

今現在は開催の計画は検討していないが、委員からのご意見で、内部で検討したい。

(委 員)

まだ早い段階の質問かもしれないが、防災士の資格を持っており、新しい建物が建つときに、防災について、そういう視野に入っているか入っていないかで全然違う。今の時代、当然入ると思う。昨今災害が多い中、図書館の本が水に浸かって本がだめになったというようなニュースを多々見ており、そういった配慮を含んだ計画となっていたらうれしい。現段階では遅いのかかもしれない。書棚一つをとっても、手前に滑り止めシートを張るだけで落ちないという家庭での工夫があるように、そういうものも含めた初めの段階でのスタートだと、全然後々違うと思った。

(会 長)

建物については耐震をされていると思うが、書架など本の設備についての耐震、今はある程度耐震がないと設置はできないと思う。書架そのものは倒

れないようにするっていうのは、これも最低限やらないと多分設置できない。書棚の耐震があり、それがあれば本は落ちない。今後、進められるうちに少し検討していただければということである。特に、一番下の段はいいが真ん中より上になると、落ちて困るのではなく、落ちてけがをすることが問題である。書架との間や、書架に耐震用の、地震が起こると落ち止め金具が出て本が落ちない。そうすると、本が傷むのではなく人がけがをしない、そちらの方の防災、そういうものがあるので、当然提案されると思う。この中の建物の P F I であり、この中の設備は P F I 事業の中にそっくり入っているのか。もしくは別なのか、そこはどうか。

（事務局）

設備も入っている。要求水準書の中で、耐震に考慮したものでお願いすると要求している。こういった形になるかは分からないが、ご安心いただければと思う。

（会 長）

ただ、耐震といっても広いため、書庫が倒れないから耐震である、ということだけになってしまうので、本棚に耐震をつけるというものも実は最近ある。その話は詰められれば詰めた方がいいと思う。

資料 3 の事業方式で、P F I であるから、3 行目の事業者が、設計及び建設等の業務を行い、市に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営管理を行う BTO 方式により実施とあるが、どちらが維持管理するのか。

（事務局）

維持管理は事業者の方である。

（会 長）

下に事業期間があり、設計段階で令和 4 年 6 月下旬に事業契約締結があって、令和 2 2 年 3 月 3 1 日までが事業期間となっている。その間は、基本的に建物の維持管理及び運営管理は事業者が行うということだろうか。

（事務局）

来年事業者が決まれば、令和 2 2 年度までの管理までを含んだ契約となる。

（会 長）

それはあくまでも維持管理するもの、運営管理するものというのはその建物全体を含めてのことなのか。

（事務局）

図書館と支所についての運営は直営で市が行う。それ以外のコミュニティ施設は民間が行うことになる。建物自体の維持管理は民間が行う。

（会 長）

もし図書館の司書が、例えば施設の中でこの具合が悪いので直してほしいといった場合は、事業者が直してくれるのか。お金はどうなるのか。

（事務局）

民間の事業者が修理するようになる。

（会 長）

それは最初の設計段階に基づいてやるということだと思う。プラスアルファとしては話し合いとなるのか。最初の段階で設定されて出来上がってからは、どうしても不具合の部分が出てくる。この位置を変えたいとか、動線が悪いからなんとかしてほしいという場合は、通常の設計段階の修理ではないため追加になると思われる。その場合はどちらがやるのか。市の図書館だと市がやるが、事業者が入るとなかなか難しくなる。

（事務局）

修理であれば事業者がするが、もし当初の設計以外のことでやっぱりこうしたい方がいいのではないかと、こう変えたいということになると、話し合いになると思うが、こちらの思いで変えるとなると、やっていいかもわからないが、こちらの主体でやることになるのではないかとと思われる。

（会 長）

建設が終わった段階で市に所有権が移ることになるのか。所有権は市なのか。

（事務局）

そうである。令和２２年４月１日から継続するのか、違う業者がするのかということはまた変わっていくと思う。

(会 長)

事業方式の２行目、事業者が、設計及び建設等の業務を行い、市に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間とあり、事業契約期間は、所有権は市とあるが間違いないか。

(事務局)

そうである。

(会 長)

ということは、所有権は市に移管しているのであり、事業者に対してここを直してほしいといった場合、どのようになるのか。

(事務局)

例えば、照明の電球の取り換えといった場合は、事業者になると思われるが、大掛かりな修繕となると市となる。ただ、所有権自体が図書館の方ではなく、所管課があるので、所管課との協議となる。大きなものであれば図書館として負担部分があるかもしれない。全体の所管と、中の一部の所管がいろいろと異なっているため、今後市の中で詰めていくことになる。

(会 長)

市に所有権が移転するということは、市の持ち物になる。図書館は市の一部であるので、図書館の運営は図書館がやると思うが、建物自体は市のものであるので、図書館の管理ではないと思うが、それはあくまでの市の話であるので問題はないと思われる。事業者がどこまで絡むのかが気になった。そのあたりは明確にしたほうが良いと思う。明確になっていないと、どちらの所管かで揉めることがよくある。それは避けたいと思う。よろしく願いたい。

(委 員)

業者がされた設計にすべてまかせてしまうのか。業者の設計した図書館部分に対して意見を言って修正が可能なのか。実際に使う図書館員の意見や、児童図書エリアにおはなしの部屋を造るのであれば、読み聞かせグループの方の意見を取り入れることができるのか、できないのか。中央図書館が造られる時に、設計の前の段階でおはなしのグループの意見を聞いて、配慮をしてくださったことがあった。そんなことができるのか。

(事務局)

いきなり出来あがったものを見せられるのではなく、何段階に分けてここはどうだろうかという話はあると思う。皆さんにどこまでご相談できるかはわからない。できる範囲であれば相談できればと思うが、はっきりと約束はできない。

(会 長)

スケジュールの話で、令和3年9月下旬入札公告及び入札説明書等の公表とあるが、今日は30日だが今日公表されているのか。

(事務局)

予定は今日と聞いている。

(会 長)

入札説明書の中の仕様書というのは、市側から提案するのではなくPFIからの提案に基づいて、図書館部分については検討するのか。

(事務局)

図書館の内容については要求している。それを踏まえた仕様が出ている。業者の決定から事業締結まで約4か月ある。その中で金額は決まってしまうので、その金額の範囲の中で、小さな書棚など金額の変わらない内容であれば若干協議させてもらえるのではないかと聞いている。大きな変更というのはできないと思う。可能な限りはお声をお聞きしたいとは考えている。

(会 長)

入札公告及び入札説明書に図書館の人も関わっているとは思いますが、契約したら法律上終わりである。その間にレイアウトや什器などの要求は出されているということである。それによって入札が行われて、少なくとも業者が決まるのは間違いない。机など什器はピンキリである。入札であるのでなかなかメーカーを決められない。商品名を出すことができない。問題がないとは思いますが、少し配慮していただけるとよい。

1から3まで議案が出たが、他に皆さんからの意見はないか。議事以外でもよい。

(委 員)

安岡に図書館ができるのを心待ちにされている方がたくさんいると思う。

移動図書館が安岡地区、川中方面や勝山公民館など、安岡図書館近隣に巡回している移動図書館での貸出件数が減ってきた時に、先の話ではあるがその他の豊浦や豊田、菊川などに回していただけると嬉しい。

（会 長）

将来的に検討していただければということである。安岡地区に新しい図書館が建てば、移動図書館としての機能が安岡図書館に行ってしまうので、空いた余力を使って、他の地区に移動図書館を回すということを考えていただければという意見である。いかがだろうか。

（事務局）

現在26ステーションを巡回している。旧市内にしか回っていないため、今ご意見をいただいて、安岡地区に図書館ができればその近辺での移動図書館のステーションとしては、もしかしたら不要になるかもしれないということで、それ以外のところでまだ行っていないところへ行けるようになればということで、検討してみたいと思う。

（委 員）

移動図書館とは少し違うかもしれないが、下関市の学校図書館図書標準冊数達成率が100パーセント達していない。小学校は100パーセント近いが、中学校は89パーセントぐらいである。一番いいのは、学校の市の図書購入費が上がる方がいいが、それも厳しいという状況は把握している。その本の足りない部分を公共の図書館が補っていただく。これを移動図書館というかは難しい。例えば熊本県では、小学校低学年専用の500冊を学校へ1月ごとにボックスに本を入れたまま1か月ごと12か月で、どこかの学校へその本がどこかの学校へ届くという形の本の移動をすると、共有財産であるので、達成率は100パーセントに行かなくても、子どもたちに行き渡る本数は十分なものになるのではないかと思う。そのサービスは新たな負担になるとは思いますが、もしそういうサービスができるのであれば、学校周りの子供たち、中学校生徒向けの本を回すシステムができればと嬉しいと思う。

（委 員）

移動図書館は下関市が、旧市内がお金持ちの時に旧市内を回る車を設定していて、移動図書館があったのだと知った。菊川図書館で小さな図書館で一生懸命そこで借りて、たくさんあったらそれでいいかというと、ありすぎて自分が圧倒されると思うので、小さくてもいいと思うが、はたして移動図

書館が菊川町や豊田町や豊浦町に行って、菊川町は農地が多いので、地元で車が来て自分が行くかと思った時に地元の人はどうなのだろうと思った。農家が多いから当然朝は忙しいし夕方は夕方で忙しい。ゆっくり本を選んだり図書館に行ったりすることはなかなか難しい。ありがたいような、来てほしいようなという思いでこれを読ませていただいた。学校に時々行くことがあるが、本を結構持っていると思う。それでも新刊が出れば揃えてあげたいと思うところもあるが、なかなか忙しい。下関市はお金を持っていないのだなという思いが強い。学校の司書さんがひと月に2回位ぐらいは各学校を回ってくれたらと言っていた。3年間は菊川町の檜崎小学校という小さな学校に来てくれたが、今年度から岡枝小学校に行かれたようである。ですが月に1、2回はぜひこれまで通り、これまで3年間の見ていたことを見ると来てほしいなと思う。それが思いである。

(会 長)

安岡の複合施設ができることを想定していろいろと拡大すると、変化するという例だと思う。公立学校というのは、もちろん小学校中学校は市の管轄である。そこをうまく連携すると、どちらもがウィンウィンになるということもあるということではないか。特に学校図書館の場合は国の方から、文科省が出している図書標準に合わせるために、5か年計画で各自治体の方にお金を出しているはずだと思う。5か年で今1千億円くらい出しているはずである。全国であるから、各1つずつにすると少ないと思うが、それでも図書標準に追いついているところはほとんどない。国が出している予算というのは、基本的には地方交付税で出しているから、何に使っても実はいいというお金と一緒に来ているわけで、紐づけてないので、それを全部資料費に充てるというようにはなっていない。下関市にお金がないというわけではないが、お金のある自治体は国からもらった予算に、地方自治体の予算を追加して、たぶん学校図書館に持っていつている。貧乏な自治体は、地方交付税としてきているので、そのお金を学校図書館の資料として配布するのではなく、少しは他の経費で一緒に使ってしまうということも残っているのは事実である。ただ、地域の学校図書館の在り方からしたときに、豊北中学校が一番気に入っているが、そういう風にしてうまく連携すれば学校も助かるでしょうし、公共図書館のサービス向上の一つにも上げられるだろうと思う。学校には学校図書館というものがあるので、そこを使って市民のサービスというのも学校図書館法の中に実は書いてある。うまくタイアップしていけば先ほどの問題も多少クリアするのではということはいつも思っているところである。そういう面では、どうやったらうまくできるか、新しくいろいろなものをやる

うとするとお金があるので、あるものの資産でどうやってうまく流していくかということも考えていただければいいかなということであろう。

（委員）

毎月届く市報を見て、いつも少しがっかりする。図書館に関するページが一番後ろの情報の本当に小さい欄でしかなく字も小さく必要なことは書いてあるが、たったこれだけといつも寂しく思っている。以前何年か前に市報の中で、２段くらいに拡大された時期があり、やったと思ったが少しの期間で戻ってしまった。それだけ下関市の中では図書館の存在の、図書館がいかに大切な社会教育施設であるかということがなかなか浸透されていないし、理解されていないのだということを感じている。今はコロナの時期であるし、無理は言わないが、たまには図書館特集というようなことが市報の中で掲載していただけたらありがたいと思う。もう少し市報の中で図書館の文字が大きくアピールされることを願っている。

（会長）

最初の休館日の見直しのところで、サービスの向上、今ある資産でどうやってサービス向上するかということで、一つの提案として電子ブックという話をしたけれども、例えばLINEを使ったオンラインのレファレンスをやるとか、よくレファレンスというのは電話のレファレンスがあるが、LINEを使ってレファレンスをするというのが、面と向かって話すのではなく、もう少し幅が広がるのではないか。コストパフォーマンスをいかに上げるかということもあり、そういう面では今のネット社会をうまく活用するというのも視野に入れていただけたらいいかと思う。ただ、ホームページなどネットというのは出している側は出していることで自己満足されているが、ネットの場合は受け取り側が見に行かないと見られないという問題がある。市報だと必ず届くので見てしまう。ネットのサービスの場合、一番問題なのは利用を受ける側が見に行かないとそれがわからないところにネックがある。いろいろなものを働き方改革で縮小する中で、サービスの向上ということで今ある資源の中で、先ほどの学校図書館の件もあるが、それも含めてサービス向上が図ればいいのかと思っている。

（会長）

それでは、本日の３つの議事は以上となる。

以上で令和３年度第１回下関市立図書館運営協議会を終了する。